

令和6年3月25日から  
令和6年3月25日まで

標 茶 町 議 会  
第 2 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

## 令和6年標茶町議会第2回臨時会会議録目次

### 第1号（3月25日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
報告第1号 専決処分した事件の承認について	5
報告第2号 専決処分した事件の承認について	7
議案第31号 令和5年度標茶町一般会計補正予算	9
議案第32号 令和6年度標茶町一般会計補正予算	15
閉議の宣告	21
閉会の宣告	21

## 令和6年第2回標茶町議会臨時議会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和6年3月25日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 5 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 第 6 議案第31号 令和5年度標茶町一般会計補正予算
- 第 7 議案第32号 令和6年度標茶町一般会計補正予算

### ○出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 深見 迪 君   | 2番 櫻井 一隆 君  |
| 3番 本多 耕平 君  | 4番 鈴木 裕美 君  |
| 5番 鴻池 智子 君  | 6番 齊藤 昇一 君  |
| 7番 黒沼 俊幸 君  | 8番 長尾 式宮 君  |
| 9番 松下 哲也 君  | 10番 渡邊 定之 君 |
| 11番 類瀬 光信 君 | 12番 菊地 誠道 君 |

### ○欠席議員（0名）

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- |         |         |
|---------|---------|
| 町 長     | 佐藤 吉彦 君 |
| 副 町 長   | 牛崎 康人 君 |
| 総務課 長   | 齊藤 正行 君 |
| 企画財政課 長 | 長野 大介 君 |
| 税務課 長   | 齋藤 和伸 君 |
| 管理課 長   | 山崎 浩樹 君 |
| 建設課 長   | 富原 稔 君  |

観光商工課長	三船英之君
教育長	青木悟君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	中島吾朗君
庶務係	熊谷翔太君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和6年標茶町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

4番・鈴木君、 5番・鴻池君、 6番・齊藤君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第2回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。能登半島地震災害に係る住民税の控除の特例を適用するため、3月11日付で専決処分させていただいた税条例の改正及び除雪費に係る予算措置のため、3月15日付で専決処分させていただいた令和5年度一般会

計補正予算についてご報告申し上げるとともに、釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業の実施による費用精査等を盛り込んだ、令和5年度一般会計補正予算及び令和6年度一般会計補正予算について、そのご審議と議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

つぎに、令和6年第1回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

1点目は、地方自治法第180条に基づく専決処分についてであります。

このたび、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項によりご報告いたします。

報告する事案は、令和5年6月20日に発生し、昨年7月の第5回臨時町議会にて報告いたしました交通事故に伴う損害賠償についてです。当該事故は、当方の小型ロータリー車が国道391号線を磯分内方面に走行していたところ、相手方車が当方車を追い越し、そのまま、当方車の直前で町道磯分内瀬文平線に左折したため、接触し、当方車が路外に転落、横転したものです。

事故原因は、相手方の無理な追い越しによるものであり、過失割合については、双方協議により、町5%、相手方95%となりました。相手方車両の修理費などにつきまして、3月15日付けで専決処分をさせていただき、18日示談が成立いたしましたので報告いたします。

なお、専決処分でご報告させていただきました資料に記載の相手方氏名は、車両の所有者であり、かつ示談の当事者としての記載でありますのでご理解願います。

2点目は、この度、本町職員の不祥事により地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたのでご報告申し上げます。

処分の内容ですが、令和6年3月19日に総務課主査について懲戒処分を行いました。

事案の概要としましては、当該職員が、令和6年3月14日午後6時半から2時間程度、町内の飲食店で飲酒し、その後帰宅するために自家用車を運転したものです。

その運転する様子を目撃した方から、翌日、3月15日に通報があり、本人に事実確認を行ったところ、飲酒運転を認めたものです。

以上を踏まえ、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号並びに標茶町職員の懲戒指針に基づき、6カ月の停職処分を行ったものです。

また、管理監督者である総務課長、総務課長補佐には厳重注意としたところです。

町職員として、住民の先頭に立って交通法規を遵守し、交通安全に取り組まなければならない立場にあるにもかかわらず、その担当課である総務課の職員が飲酒運転を起こしてしまったことは、当事者の自覚の欠如はもとより、私どもの職員の指導が不十分であったと深く反省をしております。

町民の皆様の信頼を大きく損なう行為であり、心からお詫び申し上げます。

町としましても、今回の事態を重く受け止め、3月18日に緊急の課長等会議を開催し、全職員の危機感を共有するよう、また職員としての法令順守やモラルの徹底を指示するとともに、交通事故と飲酒運転の根絶を改めて決意したところです。

今後につきましては、さらに安全運転の遵守の徹底を図るべく、全職員を対象とした交通安全に係る研修を、年間を通じて、関係機関のご協力を頂きながら開催し、再発防止に全力で努めてまいります。

以上ご報告し、お詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

#### ◎報告第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。報告第1号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 報告第1号の内容について、ご説明いたします。

この度の町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、令和6年度分課税の事務処理上、町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、3月11日付けで専決処分したものです。

改正内容につきましては、令和6年1月1日に発生した能登半島地震について、納税義務者の有する家財等が損失を受け、やむを得ない支出をした場合、地震の発生日が令和6年度個人住民税の課税期間に極めて近接していることから、納税義務者の選択により、当該損失額を令和5年分の雑損控除として適用できる特例を設けるものでございます。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

次のページをご覧ください。

専決処分書（写）

標茶町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

次のページをご覧ください。

標茶町税条例の一部を改正する条例

標茶町税条例（昭和 25 年標茶町条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書 3 ページをご覧ください。また、議案説明資料 1 ページからの新旧対照表もあわせてご覧ください。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

附則第 5 条の 2 第 1 項は、令和 6 年能登半島地震災害により、やむを得ない支出をした場合、納税義務者の選択により、令和 5 年において生じた損失として、雑損控除の適用を受けることができるとするものです。

改正文を読み上げます。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 33 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

第 2 項は、納税義務者と生計を一にする配偶者、その他親族が所有する「親族資産損失額」等について、第 1 項と同様の規定の整備をするものです。

改正文を読み上げます。

2 前項前段の場合において、第 33 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

第 3 項は、第 1 項の適用を受けるための申告書の提出方法等について、規定を整備するものです。

改正文を読み上げます。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 35 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及

びその時まで提出された第 35 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。) に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合 (これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。) に限り、適用する。

附則第 6 条の改正は、関係法令の改正に伴い、生じた項のズレを改正するものです。改正文を読み上げます。

附則第 6 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の標茶町税条例の規定は、令和 6 年 2 月 21 日から適用する。

以上で、報告第 1 号の内容の説明を終わります。

○議長 (菊地誠道君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第 1 号は承認されました。

#### ◎報告第 2 号

○議長 (菊地誠道君) 日程第 5。報告第 2 号を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長 (長野大介君) (登壇) 報告第 2 号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和 5 年度一般会計補正予算第 14 号の専決処分でございます。

内容につきましては、大雪と風雪の影響により除雪回数が増えたため、今後の降雪に係る除雪対策費を補正するものでございます。補正額は 2,000 万円の増額であります。

なお、本件は、3 月 15 日をもって専決処分させていただきました。ご承認の程お願い申し上げます。

議案書の5ページをお開き下さい。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第14号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

以下、別冊の令和5年度標茶町一般会計補正予算書により、ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第14号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1項 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億2,325万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、報告第2号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 除雪費の補正に関してということで、私自身が市街地に居住しているものですから、この冬が特段、降雪量が多かったというふうには感じておりませんでした。ただ、道道の通行止めの状況等を考えますと、標茶町の北部地域では、やはり私たちが感じているよりも、降雪の状況、よくなかったんだと思うんですが、北部地域に居住されている方にも、平年並みであるとおっしゃる方もいるんですが、燃料の価格も上がっていることでもありますので、具体的に除雪費を増やすに至った理由、どのように分析されているか、お聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

議員おっしゃる通り、降雪量については例年と比べて、過去5年の平均と比べても多くはなっておりませんが、昨年よりは、昨様が11月から3月期で103センチ、これ標茶の観測所でございますけども、103センチに対して、今年はこの2月の補正時点の段階で120センチと、若干17センチくらい増えている状況なんですけども、市街地の除雪の出動日数については、昨様が異常に少なかった年で、出動日数が8日間で、5年度は11日間ということで、この部分についても若干増えております。また、郊外地の日数については、吹き溜まりとかの日数で、延べ日数でカウントしますと、昨年と出動日数はほぼ変わらないという状況なんですけども、地吹雪などの影響により、所要時間が昨年よりも、ずっと増えているという形で、所要時間の部分でいきますと、令和4年度が4,050時間に対して、令和5年度が4,850時間という形で、約800時間、除雪に要する時間が地吹雪の影響でかかっております。その影響が今回の予算不足の原因だというふうに分けております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。  
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

#### ◎議案第31号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第31号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第31号の提案趣旨についてご説明いたしま

す。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第15号であります。

内容につきましては、釧路湿原かや沼観光宿泊施設に係る調査設計委託料、工事請負費、備品購入費などの執行残の補正により、歳入歳出それぞれ4,610万円を減額し、総額を124億7,715万3,000円としたいというものでございます。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を減額し、収支のバランスを図ったところであります。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債でそれぞれ1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開き下さい。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第15号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,610万円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,715万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

7款商工費、1項商工費、事業名、釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業、新規の設定でございます。補正後が3,760万4,000円とするものです。

次ページ、5ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

事項は釧路湿原かや沼観光宿泊施設指定管理料。新規の設定でございます。補正後の期

間、令和6年度から令和10年度。限度額、1億6,600万円とするものです。

12ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項が釧路湿原かや沼観光宿泊施設指定管理料。補正後の債務負担行為の限度額、1億6,600万円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和6年度から令和10年度。金額が1億6,600万円。財源内訳ですが、一般財源、1億6,600万円とするものです。

合計では債務負担行為の限度額、6億9,330万円。前年度末までの支出（見込）額、3億3,579万6,000円。当該年度以降の支出予定額、3億5,750万4,000円。括弧内の6,518万6,000円は、令和5年度の支出予定額であり、当初の予定額と変更はございません。

財源内訳ですが、国道支出金、1,811万8,000円。その他、4,428万6,000円。一般財源、2億9,510万円とするものです。

6ページお開きください。

「第4表 地方債補正」でございます。

8辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設整備事業、補正前の限度額2億5,410万円から710万円を減額し、補正後の限度額を2億4,700万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額9億2,655万2,000円から710万円を減額し、補正後の限度額を9億1,945万2,000円とするものです。

13ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額9億2,655万2,000円から補正額710万円を減額し、補正後の額9億1,945万2,000円とするものです。当該年度末現在高見込でございますが、補正前の額135億396万1,000円から補正額710万円を減額し、補正後の額を134億9,686万1,000円とするものです。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 歳出、11ページ、観光費。

工事請負費の減額になっていると思うんですけども、この工事に関して、湿原に重機がはまったということが、聞き及んでいるんですが、これ重機あげるまで、工期の延長、変更等、あるかどうか確認したいです。

また、重機がはまったという事実関係について、詳細をお願いします。

○建設課長（富原 稔君） まず重機、バックホーが埋まったことなんですけども、3月14日に、調整池の埋め戻し作業を行うために、池の水をポンプ排水する作業を行っており、排水が池に逆流することを防ぐために、既設の排水路に土のうを設置する作業を行ってまいりました。その中で、9時30分ごろになるんですけども、0.45立米級のバックホーを使用し、制作した土のうを調整池の周りの土手を通り、運搬作業を実施していましたが、重機が湿原側によった直後、足場の氷が割れ、運転手がとっさにバケットを陸地に置き、車体を支える動作を行ったんですけども、間に合わず車体が水没したものです。重機の前で、先導してた人もいたんですけども、作業員2人が転落したんですけども、ともに脱出し、けがなどはございませんでした。その後、現場監督員が状況を確認し、キャビンの上部まで水没していることから、簡単に引き上げできないと判断し、その時点では無かったんですけども、オイル等の流出が見られなかったんですけども、事前に対策として、オイルフェンス及び吸着マットの設置を行い、関係機関に連絡しております。

現在は作業と並行して、引き揚げ作業の準備をしております。原因としては、3月半ばに入り、しばれが緩んだこともあり、足場が緩んでいたことや、現場で作業効率アップを図るため、土のうを大型機械で運搬するため、利用したことが重なったものと、判断しております。施工会社につきましては、再発防止会議を3月16日に実施し、安全作業に努める対策を行っております。

また、そのための工期の延長ということなんですけども、今回、まだ質問の部分にはいない繰越明許の部分になるんですけども、調整池の埋め戻し工事についてですけども、土地所有者との工事施工に関する協議が難航しておりました。その中で、12月末に了承を頂き、今年度内完成に向けて、1月上旬に工事発注を行い、工事を進めております。工事着手後、立木補償について、町側と土地所有者側の認識の違いにより、再協議が必要となり、補償契約締結までの間、木の伐採ができなかったため、工事施工ができない状況となりました。土地所有者の了承により、補償契約が締結出来まして、その後、工期内完了を目指し、工事を進めておりましたが、厳冬期の工事を予定していたのに対し、工事着手が1か月間程度、遅れたことにより、雪解けなどの自然現象の影響により、工事の進捗に遅れが発生しており、今後、現場条件がますます悪くなることが想定でき、工期内完成が出来ない状況となったことから、工期延長する必要が発生したため、繰り越しの予算をお願いしたものでございます。

これについて、バックホーの水没との関連性なんですけども、工期延長の申し出があったのが、業者からあがってきたのが、バックホーの水没の前の話だったので、直接工事の工期の延長とバックホーの水没事故というのは関係がありませんでした。その後、バックホーの水没したものについては、今のところの業者の予定ですけども、大きなクレーンを持ってきて、釣り上げないとならないという部分を考えますと、足場の部分がちょっと時間を要しております、埋め戻し作業も並行して進めないといけない部分ですので、並行しながら引き上げの準備をしているところでございます。先週の話ですけども、うまくい

けば今週中に引き上げができるんじゃないかという想定をしているところでございますけれども、なにせちょっと自然の部分、水の部分がありますので、今度大きなクレーンを持ってきたときに、それがまた水没したら大変なことになりますので、ある程度しっかりとした準備が必要なものと考えております。また、今回早期に工事に着手できなかった部分につきましては、発注者側と土地所有者側の協議に時間を要したことで、現場は早期の完成に向けて、迅速に取り組んでおりましたので、受注者側の責任ではないと考えております。その中で、工事費については契約金額から、前払い金額を差し引いた 2,038 万円と、もともと持っていた予算の残額、1,412 万円の 3,450 万円を繰越したいと、ここの残額の部分につきましては、埋め戻し土量がまだはっきり決まっておきませんので、実際入れてみないと、何立米入るかかわからない部分があります。増えてくる部分ありますので、予算不足とならないように、その部分も含めて、繰越をお願いするところでございます。ただ、バックホーの引き上げについては、これについては業者側の工事に対する責任ということで、その部分の費用については、町の中では工事のほうで、計上していないところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） ただいま、工事中に重機が沈んでしまったという事故の説明をいただきましたが、1 月中にも配管作業中に、それに近い事故があったというふうに聞いています。それによって、敷き鉄板を敷いて、水没を防ぐような工事を、別の業者さんですけども、進めたというふうに聞いております。そういった意味で、地権者との協議などの関係で、発注が遅れていって、そのことがそういったことを招いたとは、もちろん思うんですが、業者さんにすべての責任を負わしていいかどうか、というのをちょっと考えるところなんです。要するに、事前に設計するにあたって、現地の状況を精査されていけば、あらかじめ敷き鉄板を敷くというようなことが、1 月の時点もそうだし、今回もしかししたらできたのかなと思うんですけども、そういった意味で、引き揚げに関する費用を町ではなくて、業者さんのほうで見るという部分に関して、いくらかでも町のほうで、見合い分、負担するとか、そういった考えは全くないものでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

業者の負担の部分についてなんですけども、まず 1 月のバックホーが片側沈んで、敷き鉄板を敷いたという部分については、今の部分とちょっと条件が違うのかなというふうに考えています。実は、バックホーが沈む事故の前日に、現場監督員のほうが航空写真を持って行って、ここの部分こういう状況だよという説明をして、気を付けて施行してくださいという説明をしております。その前にも、前日かそれより前かもしれないんですけども、もうちょっとしばれたときに、実際に業者さんのほうで、その部分を通して、作業もして

おりました。ということで、業者さんもその状況を細かく把握してたというふうに、私も判断しております。また、その時にバックホーで土のうを運んでいたわけなんですけども、その時に、前に誘導員を付けて運んでいた部分がございますので、その部分については、受注者側としても、最善に注意は払っていたものと判断しておりますけども、そういう部分で考えますと、町の監督のほうから、事前にこういう地形だから注意してくださいというような指導もしていた中での事故だったので、その部分でそういうときに、受注者側から敷き鉄板の要望とかがあった場合には判断して、設計変更なりという手続きとなっていたと思うんですけども、そういうような要望もございませんでしたので、そのままという形で、工事を進めさせていただいております。そういう部分で考えますと、やはり受注者側が、もう少し小さな重機で作業するとか、そういう配慮もあってもよかったのかなと思ってますけども、発注者側としては、できる限りの対策をしてたというふうに考えておりますので、業者側の負担というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 次に、第2条、繰越明許費の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 次に、第3条、債務負担行為の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

長尾君。

○8番（長尾式宮君） 先日、特別委員会開かれまして、その中で委託料の話も出ておりましたけども、私その時、発言する機会ありませんでしたので、改めて伺います。

令和6年度から10年度で、1億6,600万円の指定管理料、でしております。これ特別委員会の時の説明の通りであれば、初年度が3,800万、2年目以降からが3,200万ということで、先ほど、ちょっと計算してみたら、足したらこの金額になるというのを確認しております。その中で、ちょっと改めて伺う点が2点ほどございます。

1点目は、町の一般会計なんかでも、1年間通じて、補正予算というのは組まれていきます。だいたい、それが12、3回あるわけでございますけども、今回の指定管理料、この金額で決定で、でてきたわけでありまして、特別委員会以降、指定管理者さんと業務の効率化等含めて、指定管理料の圧縮の話の場というのは、設けられたのかどうなのかの確認が一つ。

もう一つは、今回、大手さんが指定管理者に指定されたわけですが、それ以前に町内業者さんで手を挙げて、話を進めていた経緯がございます。その時に、私どもも伺っていたんですけども、指定管理料、こんなにでなかったわけでありまして。当初から、3,000万以上ないと、運営は難しいという話の中で、どうにも3000万以上の指定管理料は難しいという町の判断の上で、前回、一度決まっていた指定管理者候補は辞退しております。その元の指定管理者候補の方々には、今回の指定管理料ですね、前は駄目で、今回は3,000万超えたという経緯の説明とかされているのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

債務負担行為の指定管理料につきましては、議員おっしゃる通りの金額で、初年度3,800万円、2年目以降3,200万円の、これを限度額として設定をさせていただいております。今の指定管理者との話し合いなんですけども、特別審査委員会、それから定例会以降、話し合いの場を持ちまして、指定管理料という具体的なところでは話してませんが、具体的な運営の仕方ですとか、その辺については今も継続して、協議を進めているところでございます。

それから、元の町内の指定管理者、辞退された業者への説明ですが、これについては特段うちのほうからは、説明はしてございません。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 次に、第4条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案可決されました。

◎議案第32号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第32号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第32号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和6年度一般会計補正予算第1号であります。

内容につきましては、釧路湿原かや沼観光宿泊施設改修事業に係る委託料、工事請負費、備品購入費などに要する経費について補正したいというもので、歳入歳出それぞれ1億6,103万円を追加し、総額を115億5,303万円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、釧路湿原かや沼観光宿泊施設の需用費899万円、保守点検委託料658万7,000円、業務委託料980万円、指定管理料3,800万円、解体工事請負費1,000万円、改修工事請負費1,910万円、備品購入費6,850万円などであります。

歳入につきましては、特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

令和6年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,103万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億5,303万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 地方債補正」でございます。

8辺地対策事業、釧路湿原かや沼観光宿泊施設整備事業、新規でございます。補正後の限度額を2,740万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率、7パーセント以内。償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはそ

の債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

合計では、補正前の限度額 7 億 1,450 万円に 2,740 万円を追加し、補正後の限度額を 7 億 4,190 万円とするものです。

12 ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額 7 億 1,450 万円に補正額 2,740 万円を追加し、補正後の額 7 億 4,190 万円とするものです。当該年度末現在高見込額、補正前の額 129 億 5,695 万 8,000 円に補正額 2,740 万円を追加し、補正後の額を 129 億 8,435 万 8,000 円とするものです。

11 ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項が釧路湿原かや沼観光宿泊施設指定管理料。補正後、債務負担行為の限度額、1 億 6,600 万円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和 6 年度から令和 10 年度。金額が 1 億 6,600 万円。括弧内の 3,800 万円は、令和 6 年度の支出予定額であります。

財源内訳ですが、一般財源、1 億 6,600 万円とするものです。

合計では債務負担行為の限度額、5 億 3,305 万 1,000 円。前年度末までの支出（見込）額、2 億 2,432 万 1,000 円。当該年度以降の支出予定額、3 億 873 万円。括弧内の 8,266 万 1,000 円は、令和 6 年度の支出予定額であります。

財源内訳ですが、国道支出金、1,557 万 7,000 円。その他、3,076 万 3,000 円。一般財源、2 億 6,239 万円とするものです。

以上で、議案第 32 号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

初めに、第 1 条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 10 ページです。補正がどんどん出てきているわけですが、10 ページの観光費の需用費、光熱水費の 783 万、この内容を教えてください。

それから、14 工事請負費の解体工事請負費と改修工事請負費の内容を教えてください。

この 3 点です。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

まず、光熱水費でございますけども、4月に入りまして施設の点検が入ります。点検にあたりましては、フル稼働した状況で、電気を入れて確認するんですが、一応引き渡しの期間まで3か月程度、期間を要するということになりますので、その3か月分の電気代、それからガス代を計上させていただいております。引き渡し以降につきましては、指定管理者さんの負担となりますので、それまでの負担を町でさせていただきたいということでございます。

それから、解体工事費でございますが、これは宿泊施設の横にあるバーベキューの小屋とトイレの解体工事になります。これにつきましては、平成4年建設のものと昭和63年ごろ建設ということで、どちらも30年以上、経過しているところでございますが、これにつきましては、景観上あまりよくないということで、移設を含めて検討したんですが、利用状況もあまり少ないということ、それから町内にバーベキューコーナーを設置している事業者さんもおりますので、これについては、茅沼では撤去することにいたしました。

それから、改修工事費になりますが、これは施設の名称が決まりましたら、サイン工事をやりますが、そのサイン工事に掛かる費用、1060万円。それから、芝張り。バーベキューコーナーを撤去した後ですとか、職員住宅、2棟壊していますので、その部分につきまして、芝張り工事を実施したいということで、300万円。それから、湖畔への管理道路の改修ということで、全員協議会のほうでもお話をさせていただいたんですが、この工事の関連で、500万円。それから、ロビーなんですけども、防水防塵塗装工事。設計のほうからはそのままいいという指定があったんですけども、その後私たちのほうで判断しまして、ここは防水防塵塗装工事をやったほうがいいたろうという判断しましたので、これについて、50万円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 光熱水費ですが、3か月稼働して、そして引き渡すということなんで、このガス代というのは、主に何を稼働させるのに使うのですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

厨房のガス機器がありますので、その稼働確認をするためのガスの使用になります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） トイレは古いトイレだと思うんだけど、なんか入れて、そのまま処理できるようなトイレだったですよ、奥のほうにある、それを撤去。それから、バーベキューもあそこではできないようにするという事なんですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 議員、おっしゃるとおり、あそこのバーベキューは中止させていただきまして、トイレも撤去させていただきたいということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） 10 ページ、観光費の工事請負費。今、深見議員からも質問ありましたが、解体工事の中に、キャンプ場入り口の受付事務所なんかも残っているわけですが、これに関する費用というのは、見込まれていないということではないでしょうか。そして、それはたぶん同じくらい古いものですが、継続して使うということの理解でよいかどうか、それが1点。

それから17節、備品購入費ですけれども、6,850万、執行残の部分、付け替えられていて、すでに令和5年度で執行済みと思われる分、1,000万近くあるわけですが、そうすると全体で、7,800万とかということになって、もともとの予定、9,400万とか500万といったところから考えると、2割近く減るわけですが、これまで著名な建築家の設計に見合うクオリティのものを必要とするということで、予算付けしてきたと思うんですけども、物の値段が上がっている中で、もし大幅な減額になるんだとしたら、それはこれまで言ってきたことと矛盾しないのかどうか、そして設計者に対して、特に問題は生じないのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えします。

最初のキャンプ場事務所の入り口というのは自然情報館の前のログハウスということでよろしいでしょうか。

これにつきましては、現状、まだこれからの検討課題として、受け止めております。環境省にも相談しているんですが、できればあそこのアクティビティの拠点となるような、例えば馬事業をやるときのそういうところに活用できないかということは相談しております。ただ、国立公園は皆さんご存じの通り、車馬乗り入れ禁止になっていますので、まだ環境省のほうからは、前向きな回答はいただいているというところがございますので、ご理解いただければというふうに思います。

それから備品の減額なんですけど、これにつきましては日本デザインセンターのほうから、備品の提案を受けております。この度、指定管理者決まりましたので、一緒に備品の内容について、精査をさせていただいております。その中で、現状、今の段階で必要ないものもありましたので、日本デザインセンター自体は最大限の提案として、金額というか物ですね、これだけあれば完璧といいますか、十分なものでしょうという提案を受けていたんですが、指定管理者さんのほうからはそこまでなくてもよろしいですとか、別なものに替えても大丈夫ですということで、協議させていただいておりますので、結果的に減額となったということがございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11 番（類瀬光信君） キャンプ場入り口のログハウスに関しては、これからもしかしたら、撤去することになるかもしれないし、継続利用するかもしれないということで、こう

いった確定しない分も含めて、結局のところ、この事業にはおいくら、お金が掛かることになるのか、今の時点でわかる範囲で教えてください。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをいたします。

令和6年度までの予算を含めまして、細かい部分の数字も入っているんですが、トータルで、16億2,300万程度というふうになってございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 工事費の中で、先ほど改修工事費の内訳の中で、施設のサイン工事ということで出てましたけども、これサイン工事となりますと、いろいろと議論してきた施設名が入ってくると思うんですけども、その辺施設名の方向性というか、今後どのようになっていくか、提案されていた「ぽん・ぽんゆ」というものを使っていくのか、それとも指定管理者と協議の上、違うものにしていくのか、という方向性をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまで、この場で議論されてきた名称も含めて、指定管理者とこれから協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 7ページの備荒資金組合支消金ですが、この7,000万を取り崩したことによって、普通納付金の残高がどのくらいになるのか、また、超過納付金の残高がいくらになるのか、教えていただきたいと思います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

6年度末残高の備考資金の見込みですけども、2億1,480万円でございます。

（何事か言う声あり）

○企画財政課長（長野大介君） 普通と合わせてが、2億1,480万円でございます。特別が1億720万3,000円でございます。一応、今これ当初予算と補正予算と、先ほど令和5年度の補正と、それを入れた見込額というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 今の備荒資金の支消なんだけれども、7,000 万支消して、単純に特別な部分から 7,000 万を支消するのかと思ってたんですね。そうではないですね、ということが一つと。

それから、財政調整基金を 3,000 万繰り入れるということなんですが、これも 6 年度末残高見込額がこの分減るといふ単純な質問なんですが、こういう見方でよろしいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） まず、私のほうから基本的な考え方を説明させていただきたいと思いますが、財政運用の考え方はこれまでと変わっておりませんので、備荒資金にしても、それから財調にしても、使った分は一定のルールの中で、あるいは極力、積戻しをして、将来の財政運営をより健全なものに近づけていくという努力をしてみたいというところでありまして、それについては変わってございません。

今回、まだ令和 6 年度の地方交付税等についても、まだ決定はされておられませんので、それらの見込みの上で、計上させてもらっていますので、今後の変動についてはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えします。

先ほどの備荒資金の部分なんですけれども、特別のほうから出しております。

それと、財政調整基金なんですけれども、3,000 万円、支消いたしまして、6 年度末残高の見込みが、9,607 万 7,000 円というふうになっております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） それで、さっき単純に聞いたんだけど、備荒のほうの年度末の残高見込額でいうと、その特別の部分で 1 億 3,820 万 3,000 円から、今回この補正で 7,000 万円を支消するのかということを知りたかったんです。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） 失礼いたしました。

定例会の時の特別の金額の残高が、1 億 3,820 万 3,000 円ということで、それから今回 3,900 万円、先ほどの補正 15 号で支消を減らしているということで、定例は 6 年度の 1 号で 7,000 万円ということで、差し引きで 3,100 万円の支消されたというふうにして、理解していただければと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ次に、第 2 条、地方債の補正について、質問を許します。

ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第 32 号を採決いたします。

議案第 32 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 32 号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和 6 年標茶町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

(午前 11 時 21 分閉会)

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地誠道

署名議員 4番 鈴木裕美

署名議員 5番 鴻池智子

署名議員 6番 齊藤昇一

